

亀山市告示第75号

亀山市放課後児童クラブ送迎事業実施要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市放課後児童クラブ送迎事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、放課後児童クラブが設置されていない小学校区にある小学校に就学している児童について、市が亀山市ファミリーサポートセンター事業を活用して当該小学校の通学区域外の放課後児童クラブへ送迎することにより、授業終了後の適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

(事業の実施)

第2条 市長は、この事業の一部又は全部を亀山市ファミリーサポートセンター事業の受託者に委託するものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次のいずれにも該当する児童とする。ただし、亀山市就学等に関する規則（平成17年亀山市教育委員会規則第16号）第3条の規定により指定校の変更の申立てをし、亀山市教育委員会が指定校を変更した児童を除く。

- (1) 放課後児童クラブが設置されていない小学校区にある小学校に就学している児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいないため、放課後児童クラブを利用することが必要と認められるもの
- (2) 保護者が亀山市ファミリーサポートセンター事業実施要綱（平成18年亀山市告示第44号）第5条の規定による入会の決定を受けている児童

(事業の内容)

第4条 この事業は、放課後児童クラブが設置されていない小学校区にある小学校に就学している児童について、亀山市ファミリーサポートセンター事業を活用して当該小学校の通学区域外の放課後児童クラブへの送迎（日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに学年始休業日、夏季休業

日、冬季休業日及び学年末休業日における送迎を除く。)を行うものとする。

(利用の申請)

第5条 この事業を利用しようとする対象者の保護者は、あらかじめ放課後児童クラブ送迎事業利用申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

(利用の決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査の上この事業の利用の可否を決定し、放課後児童クラブ送迎事業利用決定・却下通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定によりこの事業の利用を決定したときは、この事業の受託者に通知するものとする。

(内容の変更の届出)

第7条 この事業の利用の決定を受けた者(以下「利用決定者」という。)は、その内容に変更があったときは、放課後児童クラブ送迎事業利用内容変更届(様式第3号)により市長に届け出るものとする。

(中止の届出)

第8条 利用決定者は、この事業の利用の要件に該当しなくなったとき、又はこの事業の利用の必要がなくなったときは、放課後児童クラブ送迎事業利用中止届(様式第4号)により速やかに市長に届け出るものとする。

(活動状況の報告)

第9条 この事業の受託者は、1月ごとの利用状況について翌月の10日までに利用状況報告書により市長に報告するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(亀山市通学区域外放課後児童クラブ送迎費用助成金交付要綱の廃止)

2 亀山市通学区域外放課後児童クラブ送迎費用助成金交付要綱(令和3年亀山市告示第130号)は、廃止する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

放課後児童クラブ送迎事業利用申請書

亀山市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

児童との続柄

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

私は、亀山市放課後児童クラブ送迎事業の利用を希望するため、次のとおり申請します。

児 童 の 氏 名	
小 学 校 名	
放課後児童クラブ名	
利 用 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

第 号
年 月 日

放課後児童クラブ送迎事業利用決定・却下通知書

様

亀山市長



年 月 日付けで申請のあった放課後児童クラブ送迎事業の利用について次のとおり決定したので通知します。

利用を決定する

児 童 の 氏 名	
放 課 後 児 童 ク ラ ブ 名	
利 用 決 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

利用申請を却下する。

却 下 理 由	
---------	--

教 示

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、亀山市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

放課後児童クラブ送迎事業利用内容変更届

亀山市長 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

私は、 年 月 日付け第 号で利用決定された放課後児童クラブ送迎事業の利用について変更したいため、次のとおり届け出ます。

児 童 の 氏 名	
利 用 し て い る 放 課 後 児 童 ク ラ ブ 名	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 内 容	

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

放課後児童クラブ送迎事業利用中止届

亀山市長 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

私は、 年 月 日付け第 号で利用決定された放課後児童クラブ送迎事業の利用を中止したいので、次のとおり届け出ます。

児 童 の 氏 名	
利 用 し て い る 放 課 後 児 童 ク ラ ブ 名	
中 止 年 月 日	年 月 日
中 止 内 容	